

請 願 文 書 表			
受理年月日	平成 27 年 9 月 2 日	請 願 者	近江八幡市古川町 1 5 0 0 番地 4 6 湖東民主商工会婦人部 部長 森岡 とし子
受理番号	請 願 第 6 号		
請 願 件 名	国に対し「所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願		
請 願 要 旨	【請願趣旨】 私たち中小業者は、地域経済を底辺から支え、地域の安全、伝統文化の継承、コミュニティ作りに貢献しています。しかし、事業主と共に働き、営業を支える家族従業者の「働き分」は、所得税法第 5 6 条「配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない（条文趣旨）」により、必要経費として認められていません。配偶者が年 8 6 万円、それ以外の親族は年 5 0 万円が控除されるだけで、最低賃金にも満たない額です。そのことが低単価、低賃金、低い年金など劣悪な社会保障の要因となっており、後継者不足にもつながっています。第 5 7 条で、一定の記帳義務を条件に、税務署から青色申告の承認を得た場合にのみ、必要経費に算入することができますが、これは税務署長の判断で、いつでも一方的に取り消すことのできる特例条項に過ぎません。 5 6 条制定時から 6 0 年以上が経過した現在、会計知識の向上、パソコン会計の普及などで、青色申告と白色申告との間に実質的な差異はなくなっており、2 0 1 4 年 1 月に全ての事業者記帳が義務付けられたことで、記帳義務強化のための差別条項である 5 6 条存立の根拠もすでに無くなっています。 世界の主要国では、青色・白色の区別なく、家族従業者の給料を経費とするのは当然のことであり、日本の 5 6 条は、国連・女性差別撤廃委員会でも問題だと指摘されました。全国では約 4 0 0 自治体が「働き分を認めない所得税法第 5 6 条は人権侵害」だとして、国に意見書を上げています。近江八幡市でも一刻も早く「5 6 条廃止を求める意見書」を国に提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。 以上の趣旨から下記事項について要請いたします。 【請願項目】 1. 所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書を政府に提出していただくこと。		
紹介議員	井上 佐由利 川崎 益弘		